

厚生年金基金解散方針決定に伴う後継制度(新企業年金)について ①

1 後継制度(新企業年金)にかかる検討経過

平成26年9月26日 第98回代議員会にて厚生年金基金制度改正(平成26年4月1日施行)に伴う基金解散の方向性(後継制度の検討も含む)議決
 平成26年10月3日 上記の内容を事業所へ通知

(受給者・受給待期者(受給権保有者)へは、厚生年金基金解散準備開始に伴う選択一時金・遺族一時金の休止について通知)

平成26年11月5日～13日 上記にかかる事業所説明会を開催

平成27年2月20日 第99回代議員会において当基金解散後の受皿として後継制度(新企業年金)を検討を進めることを決定

平成27年5月15日 ききんニュース(No58)にて後継制度(新企業年金)の検討内容(素案)をお知らせ

平成27年5月19日 第214回理事会において加入事業所が利用しやすい後継制度(新企業年金)について再検討のうえ決定

平成27年7月10日 後継制度(新企業年金)にかかるアンケートの実施

2 後継制度(新企業年金)の特徴

厚生年金基金の独自給付に代わり新たに支給することを目的として創設する国の年金は代行しない仕組みの企業年金(国を代行している部分の年金(報酬比例の老齢厚生年金)は国から支給される予定ですが、基金解散後は厚生年金基金の独自給付は支給されなくなるため)

3 後継制度(新企業年金)創設の意義及び参加について

事業主の皆様におかれましては、1年半程度先に予定されている基金解散後につきましても公的年金を補完するしくみとして重要であり引き続き社員の皆様の福利厚生に寄与する新企業年金制度への加入についてご検討いただきますようお願いいたします。

4 解散認可(申請)までの基金への掛金納付と給付との関係

(1)基金からの給付

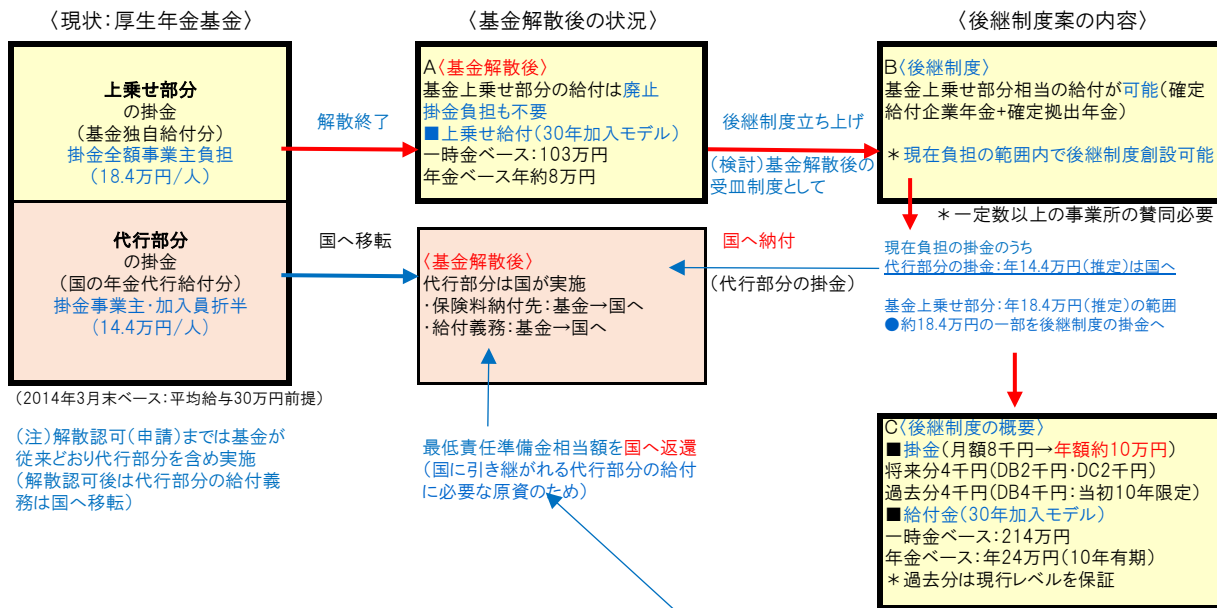
厚生労働省による解散認可までは基金として存続しますので、代行部分の給付及び加算年金を含めた基金独自給付は従来どおり解散認可(申請)までは支給。解散後、代行部分(老齢厚生年金)は国に引継がれ国から支給(国の支給要件に基づく支給)

(2)基金への掛金納付

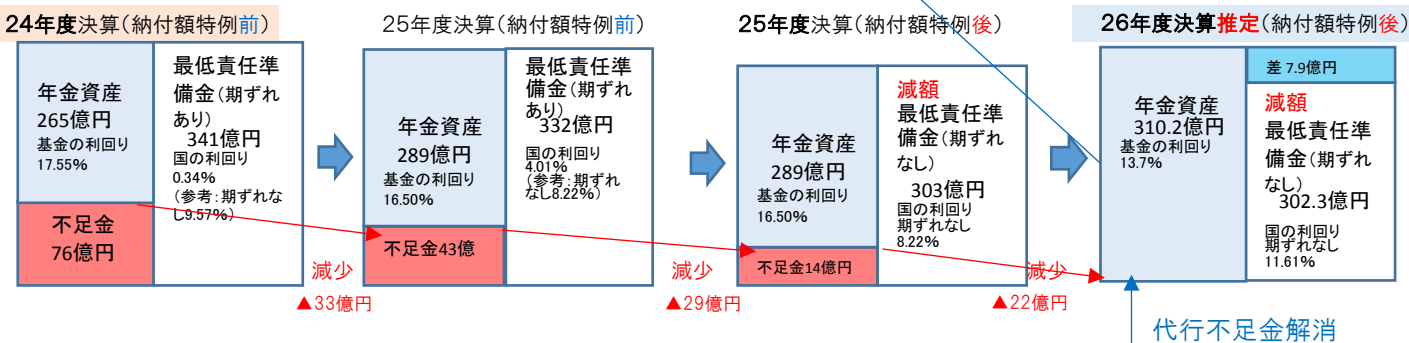
掛金納付は解散時の代行不足金の拡大抑制のためにも解散認可まで従来どおりの取扱いとなります。(変更ありません)

なお、基金の解散には法令で定められた手続きが必要とされているため解散認可時期は平成29年3月を予定しています。

■後継制度のイメージ図



〈参考〉財政状況の推移



* 代行不足金は年々減少傾向にあります。(納付額特例制度を活用した場合の代行不足金は解消されました)(注)

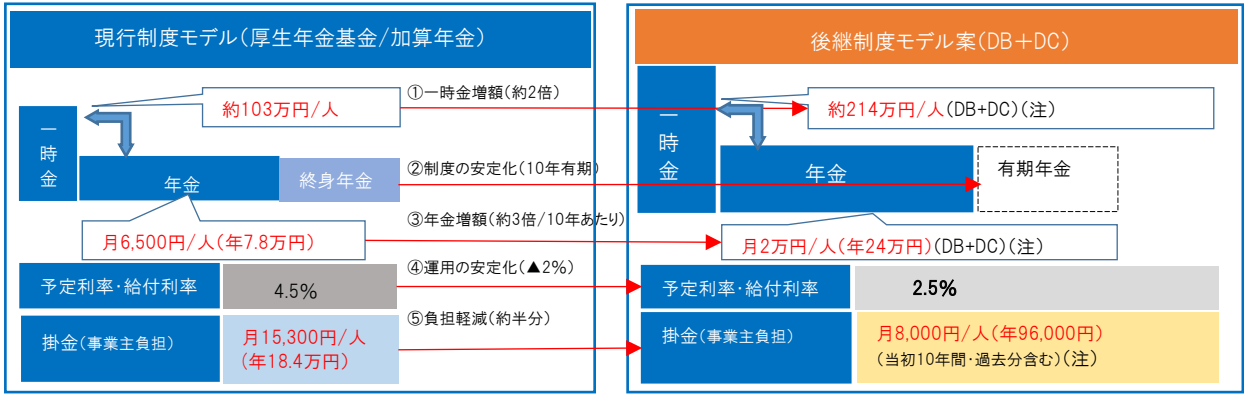
年金資産と最低責任準備金との差が代行部分の不足金(代行不足金)となります。
 ・年金資産は掛金収入総額等+基金の運用収益-給付金総額等
 ・最低責任準備金は代行部分にかかる掛金収入等+国の運用収益-代行部分にかかる給付金等から構成

(注) 1年半程度先の解散認可時点点を基準として確定した責任準備金相当額を国に返還することとされています。

* 現時点では未確定。あくまでも特例減額を活用した平成26年度決算(推定)現時点での状況

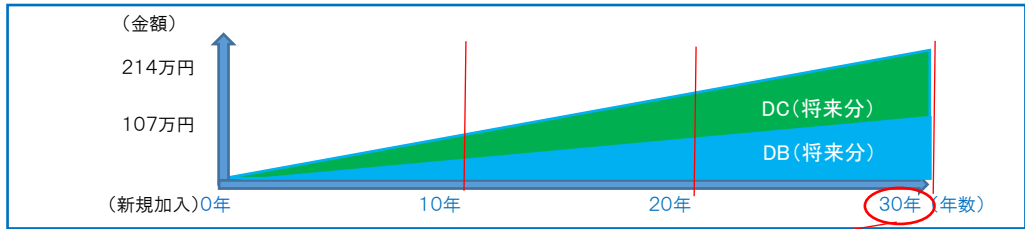
厚生年金基金解散方針決定に伴う後継制度(新企業年金)について ②

■後継制度(案)



(注)過去期間分については給付額従前レベル(過去30年加入で一時金約107万円)保証。過去分償却年数(10年)経過後は負担軽減(月4,000円/人)になる予定

■給付額イメージ(将来分)



●掛金(月額:円/1人あたり)

年金の種類	DB(将来分)	DC(将来分)	合計
掛金額	2,000	2,000	4,000

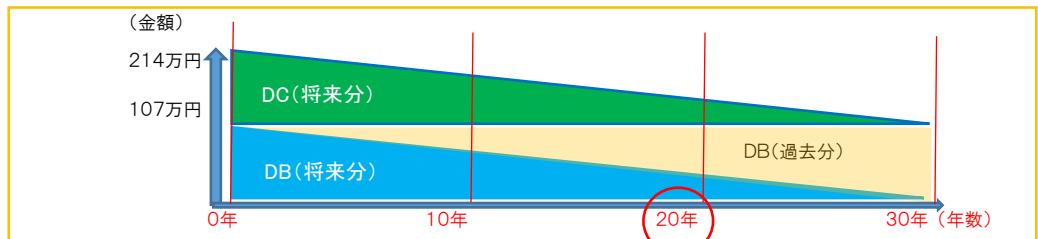
●給付(一時金ベース支給額:円/1人あたり)

移行後年数(将来分)	(新規加入)0年	10年	20年	30年
DB(将来分) 新規	0	270,000	620,000	1,070,000
DC(将来分) 新規	0	270,000	620,000	1,070,000
給付合計	0	540,000	1,240,000	2,140,000
掛金総額	0	480,000	960,000	1,440,000
差(給付-掛金)	0	60,000	280,000	700,000

モデル年金 214万円

*DBは掛金2,000円を2.5%で元利合計した金額。DCは掛金2,000円を各加入者が運用した実績を受取る(2.5%で運用したモデルを記載)

■給付額イメージ(将来分+過去分)



●掛金(月額:円/1人あたり・過去分償却年数10年)

年金の種類	DB(将来分)	DC(将来分)	DB(過去分)	合計
掛金額	2,000	2,000	4,000	8,000

●給付(一時金ベース支給額:円/1人あたり)

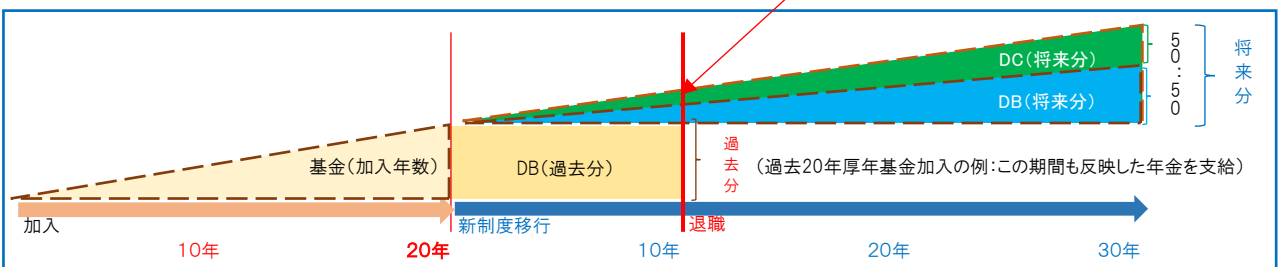
移行前年数(過去分)	0年	10年	20年	30年
移行後年数(将来分)	(新規加入)30年	20年	10年	0年
合計	30年	30年	30年	30年
DB(過去期間相当分)	0	450,000	800,000	1,070,000
DB(将来分)	1,070,000	620,000	270,000	0
DC(将来分)	1,070,000	620,000	270,000	0
給付合計	2,140,000	1,690,000	1,340,000	1,070,000
掛金総額:過去期間共通負担分	0	480,000	480,000	480,000
掛金総額:将来分	1,440,000	960,000	480,000	0
掛金総額:合計	1,440,000	1,440,000	960,000	480,000
差(給付-掛金)	700,000	250,000	380,000	590,000

過去期間分は従前レベル保証(過去30年加入で107万円)

*過去分はその原資として全事業所共通の過去分掛金を設定する予定(過去分掛金仮設定4,000円。この掛金は参加事業所確定後に確定)

*DB過去分の掛金は、モデル給付に基づき予定利率2.5%・償却期間10年で算定した粗い概算値であり実際の計算結果とは乖離あり

■移行イメージ(移行時年数10年の例)



*過去分償却年数10年